

# 本検討会の趣旨

令和8年3月

観光庁 国際観光部 国際観光課

## 検討会設置の背景

- 「観光立国推進基本計画」（令和5年3月閣議決定）において、通訳案内士は、「多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応するための質の維持・向上や、その利用の促進が重要である。そのため、訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修等により、旅行商品の付加価値向上に資する通訳ガイドの育成等を図る。」と定められている。
- これを踏まえ、これまで国においては、通訳案内士に対して、特定カテゴリー分野（和食、伝統工芸等）に特化した研修の実施等を行い質の向上を図ってきた。他方、本事業については、コロナ禍により活動機会が大きく制約された通訳案内士の復帰を後押しする側面を有していた。
- このため、全国通訳案内士の質の底上げのためには、研修体系を整理の上、資格取得後業務開始前の基礎研修の受講及び質の確保や、定期研修（5年に一度の法定研修）の受講及び質の確保を図るための検討を行うことが必要である。
- また、今年度の地方分権要望において、都道府県による登録事務の事務負担軽減に関する要望を受けているところ、これに対応した検討をあわせて行う。

# 本検討会の検討範囲

## 1. 研修関係

### (1) 基礎研修関係

- 全国通訳案内士の試験合格後、業務開始にあたって受ける研修（基礎研修）については、登録研修機関において任意に実施されており、研修内容や運用方法等にばらつきが生じているところ。
- 通訳案内士の質の向上のためには、研修体系を整理の上、基礎研修の受講及び質の確保を図ることが必要。このため、現在提供されている研修内容等を整理の上、研修の必要事項等について検討を行う。

### (2) 定期研修関係

- 平成30年の通訳案内士法改正により、通訳案内士の質の向上を確保する仕組みとして、新たに5年に1度の法定研修が創設され、7年が経過。
- 定期研修の更なる質の向上のため、現在提供されている研修内容等を整理の上、登録研修機関を含む関係者間で、研修の必要事項等について検討を行う。

## 2. 利用者利便向上関係（登録手続きの簡素化）

- 令和7年度地方分権改革に関する提案募集において、都道府県が行う登録事務に係る手続きの煩雑さや事務負担に関する課題が指摘されており、通訳案内士の活用拡大を図る上で、利用者の利便性向上が求められている。
- これを踏まえ、主に以下の2点について検討を行う。

### ①健康診断書の提出義務

都道府県への登録申請時に求めている「精神疾患が無いこと」の証明の必要性について、他の国家資格における現在の取扱い等も踏まえ、検討を行う。

### ②非居住者本人による登録義務

登録申請時に非居住者（海外在住者）に対して求めている本人による登録の必要性について、検討を行う。

# 検討会スケジュール（想定）

## 第1回

### ・基礎研修

現在提供されている研修内容の共有を行い、諸外国における研修の実態や、登録研修機関、旅行業界への調査結果を踏まえ、研修の対象とすべき必要な能力や基礎研修を実施する上での課題等について意見交換を行う。

### ・利便性向上（健康診断書の提出義務）

通訳案内士制度の登録に関する現状の共有を行い、他の国家資格における現在の取扱いや、通訳案内士団体、旅行業界、自治体等への調査結果を踏まえ、利便性向上に向けた方向性の結論を得る。

## 第2回

### ・基礎研修

第1回での議論を踏まえ、研修の必要事項等に関する方向性を確定し、とりまとめ案を提示する。

### ・利便性向上（非居住者本人による登録義務）

通訳案内士制度の登録に関する現状の共有を行い、他の国家資格における現在の取扱いや、通訳案内士団体、自治体等への調査結果を踏まえ、利便性向上に向けた方向性の結論を得る。

## 第3回

### ・定期研修

現在提供されている研修内容の共有を行い、諸外国における研修の実態や、登録研修機関、旅行業界への調査結果を踏まえ、研修の対象とすべき必要な能力や定期研修を実施する上での課題等について意見交換を行う。

## 第4回

### ・定期研修

第3回での議論を踏まえ、研修の必要事項等に関する方向性を確定し、とりまとめ案を提示する。

令和8年3月

4月

5月～6月

7月

8月

第1回  
(3月3日)

第2回・第3回

※第2回目以降の日程は、想定であり、今後変更がありうる

第4回  
(8月頃)